

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 2 号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(給与)</p> <p>第 2 条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="148 804 767 1431"><thead><tr><th>規 定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第 7 条の 8</td><td>広域振興局若しくは広域振興局総合支局の土木部、地方振興局土木部若しくは土木事務所、農業研究センター又は農業大 学校</td><td>紫波総合高等学校、岩谷堂農林高等学校、千厩高等学校、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			第 7 条の 8	広域振興局若しくは広域振興局総合支局の土木部、地方振興局土木部若しくは土木事務所、農業研究センター又は農業大 学校	紫波総合高等学校、岩谷堂農林高等学校、千厩高等学校、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校	[略]			<p>(給与)</p> <p>第 2 条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="837 804 1457 1431"><thead><tr><th>規 定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第 7 条の 8</td><td>広域振興局若しくは広域振興局総合支局の土木部、地方振興局土木部若しくは土木事務所、農業研究センター又は農業大 学校</td><td>紫波総合高等学校、岩谷堂農林高等学校、千厩高等学校、<u>大船渡東高等学校</u>、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			第 7 条の 8	広域振興局若しくは広域振興局総合支局の土木部、地方振興局土木部若しくは土木事務所、農業研究センター又は農業大 学校	紫波総合高等学校、岩谷堂農林高等学校、千厩高等学校、 <u>大船渡東高等学校</u> 、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校	[略]		
規 定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
[略]																									
第 7 条の 8	広域振興局若しくは広域振興局総合支局の土木部、地方振興局土木部若しくは土木事務所、農業研究センター又は農業大 学校	紫波総合高等学校、岩谷堂農林高等学校、千厩高等学校、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校																							
[略]																									
規 定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
[略]																									
第 7 条の 8	広域振興局若しくは広域振興局総合支局の土木部、地方振興局土木部若しくは土木事務所、農業研究センター又は農業大 学校	紫波総合高等学校、岩谷堂農林高等学校、千厩高等学校、 <u>大船渡東高等学校</u> 、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校																							
[略]																									
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																									

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。